

記入例

10kW未満 設置費用報告

JPEA代行申請センター作成(平成30年7月)

【報告にあたっての注意事項】

- 国（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、それを持って資本費等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。
- 認定情報に変更がある場合（所在地変更、設置者変更等）、定期報告はできません。
変更認定申請等を行ってください。
変更手続きが完了し、登録内容が変更された後、定期報告を行ってください。
- 全ての費用について、消費税抜きで記載してください。
- 単位が円の場合、一の位まで記載してください。
- 一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
- 実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。
(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。
一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。)
- 鉛筆での記載は不備となります。
- 塗りつぶし部分は、記載が不要な欄です。 ⇒ 記入不要部分です

定期報告様式
【太陽光発電設備用(10kW未満)】
再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告

経済産業大臣 様

西暦 2018年07月24日

設置者および設備情報(注01)
住所 (ふりがな) とうきょうと みなとく にしんばし
東京都港区西新橋
2-23-1
氏名/企業名 (代表者名)
太陽 光太郎
氏名/企業名 (代表者名)
太陽 光太郎
「報告区分」は いずれか1つにレ点チェックをしてください。
※一度に複数年、複数種類の提出はできません。

報告区分 設置費用報告 運転費用報告 増設費用報告 ※いずれか1つのみ印をつけること。

対象設備 設備ID S234567C11
発電出力(9.0 kW (注02)
(小数点第一位まで記載すること。)

設備名称 _____
設備所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

連絡先 (注03)
住所 〒105-0003
東京都港区西新橋2-23-1
氏名/企業名 太陽 一男
電話番号 03-6543-1234

このページはすべて必須項目です。
※ 空欄は不備になります。(設備名称は除く)

この用紙は設置費用報告です。
※ 同一用紙で複数の報告はできません。

- 1 -

<p>該当箇所にレ点チェックをしてください。 ※ 空欄は不備となります。</p> <p>屋根置き設備の場合、「新築」・「既築」・「新築及び既築併有」から選択してください。 「新築及び既築併有」は2か所にチェックしてください。 ※ 他者所有の屋根置き設備の場合、空欄は不備となります。</p> <p>例: 新築の屋根置きと地上に併有で設置の場合、2か所にチェックしてください。</p> <p>電気事業者との特定契約に基づく受給開始日を記載してください。 ※ 空欄は不備となります。</p> <p>設備費欄には設備費のみ記載してください。 設置工事費は工事費欄に記載してください。</p> <p>概要内訳の合計額(太陽電池モジュールからその他附属機器までの合計)を記載してください。 ※ 合計金額の間違い、空欄は不備となります。</p> <p>費用が発生していない場合はゼロを記載してください。</p> <p>①設備費から ⑤その他までの合計金額を記載してください。</p>	<p>屋根置き設備の場合、該当箇所にレ点チェックをしてください。 また、他者所有を選択した場合は賃借料を記載してください。賃借料が発生していない場合は「0万円/年」を記載してください。 ※ 他者所有の屋根置き設備の場合、空欄は不備となります。</p> <p>例: 戸建住宅の屋根と車庫の屋根に設置した場合 ✓その他(戸建住宅と車庫)</p> <p>※ 屋根置き設備の場合、空欄は不備となります。</p> <p>地上設置の設備の場合、該当箇所にレ点チェックをしてください。 その他の場合、概要に丘陵地、平地、山林伐採地など設置場所の状況が分かるように記載してください。 ※ 地上設置の設備の場合、空欄は不備となります。 ※ 所在地住所の記載は不備となります。</p> <p>電力会社との接続契約上、出力制御機器を設置し、出力制御を行うこととなっている場合は、レ点チェックしてください。</p> <p>モジュールとパワーコンディショナは全て必須項目です。 ※ 空欄は不備になります。</p> <p>太陽電池モジュールの合計出力を記載してください。</p> <p>パワーコンディショナ小計欄は製造事業者毎の合計出力を記載して頂く事となっております。 小計欄は1つの製造事業者につき1行で合算してください。</p> <p>例: シャープ製 4000Wを1台と 5000Wを1台設置の場合 (小計 (9000)W、(2)台) (1kWは1000Wです)</p> <p>計算方法 $4000W \times 1台 = 4000W$ $5000W \times 1台 = 5000W$</p> <p>パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置の場合(蓄電池のみの価格不明) ※ 蓄電池がパワーコンディショナと一体型で、価格区分できない場合は、ボックスにチェックし、パワーコンディショナ価格欄に記載してください。</p> <p>事業者が複数ある場合は代表の事業者名を記載してください。 個別発注の場合、電気設備工事業者名が必須項目となります。</p> <p>建設段階の保険料等、設備費、工事費以外の費用があれば、内訳と金額を記載してください。 ※ 設備の保証は設置費用報告の報告対象外となります。 ※ 接続費が発生している場合は、工事費欄に金額を加えてください。 ※ 費目名に「その他」と記載した場合は不備となります。</p>
---	---

<p style="color: red; font-weight: bold;">補助金を取得した場合、全ての欄（「補助金額」「補助事業名」「補助主体」）を記入しなければ不備となります。 ※ 空欄は不備となります。</p>	
<p>太陽光発電設備のリース契約についてのみ記載してください。 その他設備のリース契約については、設備費のその他の附属機器欄に記載してください。</p>	
<p>これは地方自治体より補助金等を受給して設置した場合、以下の項目を記載する。 補助金額：（埼玉県△再生可能エネルギー設備補助金） 補助金額：（50000円（税抜き）） 補助金額：（さいたま市太陽光発電補助金） 補助金額：（60000円（税抜き）） 補助主体（市町村名等）：（埼玉県） 補助主体（市町村名等）：（さいたま市）</p>	
<p>年間発電量（kWh/年） 年間発電量（kWh/年） ※注意 年間発電量、年間発電量が不明の場合は、ゼロを記載すること。</p>	
<p>該当箇所にレ点チェックをしてください。 ※ 空欄は不備となります。</p>	
<p>※50kW未満の低圧についても、柵塀等の設置が必要です。柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には柵塀等の設置を省略することができます。その場合は、「構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置を講じていない」を選択してください。</p>	
<p>※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）設置が必要です。</p>	
<p>※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。</p>	
<p>http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf</p>	
<p>「新規設置費用報告」を行う場合、この黒色内は記載不要です。 空欄のままご提出ください。</p>	
<p>年間発電量（kWh/年） 年間発電量（kWh/年） ※注意 年間発電量、年間発電量が不明の場合は、ゼロを記載すること。</p>	
<p>（注01） 認定発電設備の発電事業者が報告すること。 （注02） 小数点第一位まで記載すること。（小数点第二位は切捨て：8.5kW X → 8.5kW ○） （注03） 「再生可能エネルギー発電設備・運転費用年報」の記載内容に関する照会等に際して実務を担当する者の連絡先を記載すること。 （注04） 全ての費用について、消費税抜きで記載すること。また、一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に継続の上、各項目の内訳について記載すること。また、提出設備款が複数となる場合、は、設備毎に内訳を作成すること。 実務に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の数量等のために支払った費用を記載すること。（販売店等からの割引を受けた際は、当該割引分を反映した価格を記載すること。）※運転費用報告は、経済産業大臣の求めがあった場合、提出すること。 （注05） その他の場合は、カッコ内は必須項目となり、丘陵地、山林伐採地、平地など設置場所の状況があらわすように記載すること。（地図を記載しないこと。） （注06） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年経済産業省令第3号）の施行により出力制御対象に該当する場合（改正前に30日を上限とする出力制御対象であった場合を含む。）は、太枠内にレ印をつけること。 （注07） 設備導入に必要な機械装置等の購入、製造等に要した費用を記載すること。（太陽電池モジュールからその他附属機器の合計額を記載すること。） （注08） 設備の仕様が複数ある場合は、最も出力の大きいモジュールの情報を記載すること。 （注09） 出力制御対応機能が搭載されている場合は、レ印をつけること。パワーコンディショナ、モニターシステム両方に搭載されている場合は、両者にレ印をつけること。 （注10） 電力測定ユニットとモニターが一体取扱い、個別価格が分かれない場合は、一体販売の欄に記載すること。 （注11） 蓄電池がパワーコンディショナと一体型で、価格区分でない場合は、レ印をつけて、パワーコンディショナ価格欄に記載すること。 （注12） 系統接続に関する事務費は除く。事業者が算定する場合の代表の事業者名を記載すること。 （注13） 顧客登録の場合、電気設備工事事業者名を必ず記載すること。 （注14） 一括引きなど個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体会の値引き額を値引き欄に記載すること。 （注15） 施設設備の保険料等、その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載すること。 （注16） 柵塀等の設置が必要、柵等等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀付の庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には柵塀等の設置を省略することができます。平成29年3月31日以前に認定を受けた発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）設置すること。詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）を確認すること。 （注17） 発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載すること。また、外部委託等で一括計上される場合も、その内訳について項目ごとに記載すること。 （注18） 運転維持費の報告対象となる期間（1年間）の初期月を記載すること。 （注19） 設備の修繕や機器交換に支払った金額を記載すること。 （注20） モジュールメーカーの提供する有償保証や損害保険等の年間費用を記載すること。 （注21） 連係出力制御や遠隔監視等のために要したインターネット回線・無線回線使用料等を記載すること。 （注22） その他保守・保安やセキュリティなどに要した金額を記載すること。 （注23） 設備設置後、次日出力制御対応のためにパワーコンディショナのソフトウェアの書き換えを行った場合は、その費用を記載すること。 （注24） 設備設置後、次日出力制御対応のために制御ユニットを設置した場合は、その費用を記載すること。 （注25） パワーコンディショナヒートポンプの蓄電池を設置した場合、ボックフにチェックし、一体型の価格を修繕費欄に記載すること。</p>	
<p>備考 • 用紙の大きさは、縦面、表等を不得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。 • 氏名を記載し、必ず押印すること。（実印である必要はない。） • 各費用項目について、底括書類の提出は不要。ただし、実際に支払った費用とは異なる費用が記載された際は、虚偽の報告をしたものとみなし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び下位法令に基づき、認定の取り消しもありうる点、あらかじめ留意すること。</p>	

※この「記入例」は、FIT認定事業者様が定期報告をする際の参考として、JPEA代行申請センターが、独自に作成したものです。